

2018年、

私たちはどう活動すべきか

飯島 滋明(不戦へのネットワーク代表、
名古屋学院大学教授・憲法学)

1 改憲に突き進む安倍自民党

2018年1月4日、安倍首相は、三重県伊勢市で年頭の記者会見をおこなった。安倍首相は「戌年の今年こそ新しい時代への希望を生み出すような憲法のあるべき姿を国民にしっかりと提示し、憲法改正にむけた国民的な議論を一層、深めていく。自民党総裁として、そのような年にしたい」と語った。また「声なき声に耳を傾け、これまで以上に感覚を研ぎ澄まし、新しい国づくりを力強く前に進めていく決意だ」と語った。

その後も自民党議員による改憲発言は続く。2018年1月5日、自民党の萩生田光一幹事長代行はBSフジの番組で、衆参の憲法審査会で「解散権も含めてぜひテーブルに載せたい」「議論を数で封じたり、途中でやめさせたり発議に持ち込むつもりはない」と語った。1月10日、自民党の高村正彦副総裁は東京都内で講演し、安倍首相の提案であれば「機が熟すかもしれない」と考えたことを明らかにした。さらに「2項削除では国民投票が通らない」と述べた。12日、自民党の二階俊博幹事長は記者団に対し、憲法改正発議の時期について年内が「一つの目標」との認識を示した。

2 自民党による憲法改正の内容

2017年12月20日、自民党は「憲法改正に関する論点取りまとめ」と題する文書を公開した。その文書の概要を紹介する。この文書でも、①安全保障に関わる「自衛隊」、②統治機構のあり方に関する「緊急事態」、③一票の較差と地域の民意反映が問われる「合区解消・地方公共団体」、④国家百年の計たる「教育充実」の4項目が改憲項目として挙げられている。①については「9条1項・2項を維持した上で、自衛隊を憲法に明記するにとどめるべき」と、「9条2項を削除し、自衛隊の目的・性格をより明確化する改正を行うべき」との2通りの意見が出されたと紹介されている。②については、選挙ができない事態に備え、「国会議員の任期延長や選挙期日の特例等を憲法に規定すべき」と、「諸外国の憲法に見

られるように、「政府への権限集中や私権制限を含めた緊急事態条項を憲法に明記すべき」との2通りの意見が出た。③については「半数改選ごとに各広域地方公共団体（都道府県）から少なくとも一人が選出可能となるように規定する方向でおおむね意見は一致している」との前提で、憲法47条と92条の改正の方向が打ち出されている。④についてはすべてを引用する。「教育の重要性を理念として憲法上明らかにするため、26条3項を新設し、教育が国民一人一人にとっての幸福の追求や人格の形成を基礎づけ、国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑みて、国が教育環境の整備を不断に推進すべき旨を規定する方向でおおむね意見は一致している」と述べている。

3 憲法改正の動きにむけて

(1) 「民主主義」「法の支配」を守らない安倍自公政権

年頭の記者会見で「声なき声に耳を傾ける」ことを断言した安倍首相。2017年12月、私はある有力な国会議員が、憲法改正国民投票は2019年と想定しているのを聞いた。現場の感覚ではそうなのかもしれない。ただ、安倍自公政権が「法」を守る気がないのは、憲法53条に基づく臨時国会を召集しなかったり、「中間報告」という手口で「共謀罪」を強行成立させた事実が証明している。

安倍首相は中国や朝鮮民主主義人民共和国に対しては「法の支配」「民主主義」を守れと主張する。ところが「特定秘密保護法」強行成立、「原発再稼働」、「安本法」強行採決、「共謀罪」強行成立など、多くの国民が反対する政治、「反民主的政治」も安倍自公政権の特徴と言って良い。「声なき声に耳を傾ける」との安倍首相の発言は、今までのように「法の支配」や「民主主義」を守らないと断言したに等しい。沖縄での新基地建設に際して、「法に従って基地建設を進める」などと、あたかも基地建設が法治国家であれば当然の如く安倍首相や菅官房長官は主張する。ただ、「法」に従えば何をしてもよいという「形式的法治国家」理解こそがナチス台頭に道を開いたとして、現在のドイツはこうした「法治国家」理解とはとっくに決別している。そして「法治国家」という際の「法」とは、人権と正義を実現するものでなければならないという「実質的法治国家」こそが現在、政治的先進国では当然のこととされている。

沖縄では在日米軍による事件、事故、あらゆる種

類の基地公害のために「平和的生存権」は画餅と化し、塗炭の苦しみを味わってきた市民が少なくない。その上、沖縄の豊かな自然を破壊して、市民をさらに苦しめることになる基地建設に少なからぬ人が反対している。こうした市民が選挙などで示した、新基地建設反対という意向を安倍自公政権は無視し続けた。そして基地建設反対派の市民を警察や海上保安庁などにより弾圧させるなどの手口こそが安倍自公政権の手口である。安倍自公政権のありようは、時代劇の悪代官そのものである。こうした安倍自公政権に「法治国家」を語る資格などないことを多くの市民に知らせることが必要となる。

(2) 憲法改正国民投票にむけて

「憲法改正誓いの儀式」というYoutubeを見て欲しい。ここで長勢元法務大臣は国民主権、基本的人権、平和主義、この3つを削除することが必要と述べている。城内実氏は「皇室、国体が大事」だという。稲田朋美氏も「国防軍」が必要と発言している。こうした発言の横で安倍首相は拍手をしている。こうした思想を持つ集団による憲法改正、私たちは認めて良いのだろうか？

そして憲法改正に関しては、国民投票を視野に入れることが必要である。憲法改正の際には国民投票が実施される(憲法96条)。国民投票は主権者意志の表明として、「国民主権」からは望ましいと思われるかもしれない。しかし、「独裁者ほど国民投票を好む」と言われる。実際、ヒトラーやナポレオン1世、3世は国民投票を悪用して自己の地位や権力を強化した。主権者である国民の意志を聞くためではなく、権力者の地位や政策を国民意志の名目で強化するために悪用される国民投票は「プレビシット」と言われるが、国民投票はこのように悪用されてきた。たとえば憲法改正を目指す安倍首相や自民党に都合の悪い結果が出る可能性が高い時、安倍首相などは国民投票を行うだろうか。2016年6月、イギリスの国民投票でEU離脱という結果が出た際、キャメロン首相は辞職に追い込まれた。2016年12月、イタリアで憲法改正国民投票が否決された際、レンツィ首相は辞職した。今度は日本の話になるが、2015年5月17日の「大阪都構想」の住民投票で反対票が多数を占めた際、橋下徹氏は辞職した。もし憲法改正国民投票で否決が過半数を占めれば、安倍首相や退陣を余儀なくされ、当分は憲法改正議論などはできなくなろう。国民投票が行われるのは、権力者に都合の良い結果が出る可能性が高い時と警戒する

必要がある。具体的には、自衛隊を明記する憲法改正も、安倍自公政権が北朝鮮の脅威などを吹聴し、一部の御用メディアも「憲法改正」に必要性をさんざん報道したあとの可能性がある。

そうであれば、国民投票に持ち込ませない状況づくりが必要となる。具体的には、各地域で多くの学習会を開催したり、3000万人署名を成功させることは、権力者に「憲法改正国民投票」のチャンスと思わせないためにも必要である。ただ、第1次安倍政権のとき、安倍氏はKY(空気が読めない)と言われたように、空気を読まずに国民投票に訴えるかもしれない。その際にも備えて、「自衛隊明記の危険性」を十分に市民に認識・定着させ、国民投票がなされても「否決」に追い込む状況づくりが必要になる。具体的には、多くの市民に「自分に関係ない」と思わせない説明、「分かりやすい説明」が必要となろう。今年は憲法改正の正念場になる確率が高いことを念頭に置き、私たちは行動することが求められる。